

伊豆市告示第 207 号

伊豆市特定建設工事共同企業体取扱要綱を次のように定める。

令和 3 年 12 月 17 日

伊豆市長 菊 地 豊

伊豆市特定建設工事共同企業体取扱要綱

(趣旨)

第 1 条 この告示は、伊豆市が発注する建設工事に係る特定建設工事共同企業体（建設工事の特性に着目して、当該建設工事ごとに結成される共同企業体をいい、以下「共同企業体」という。）の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象となる工事)

第 2 条 共同企業体が発注することができる建設工事は、大規模、かつ、技術的難度の高い建設工事で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 設計金額がおおむね 2 億円以上の土木工事
- (2) 設計金額がおおむね 3 億円以上の建築工事
- (3) 設計金額がおおむね 1 億 5 千万円以上の設備工事

2 前項に規定する建設工事以外の建設工事であっても、共同企業体による共同施工により、事業の円滑、かつ、効果的な運営が確保できると認められるものについては、同項の規定にかかわらず、共同企業体が発注することができる。

(構成員の数)

第 3 条 共同企業体の構成員の数は、2 者又は 3 者とし、発注工事ごとに定めるものとする。

(構成員の組合せ)

第 4 条 共同企業体の構成員の組合せに係る要件は、次のとおりとする。

- (1) 発注工事に対応する工種について、伊豆市における建設工事競争入札の入札参加資格の認定を受けている者による組合せであること。
- (2) 次条第 3 号又は第 8 条第 3 号の規定により別途要件を定める場合にあつては、当該要件を満たす者による組合せであること。

(構成員の要件)

第 5 条 共同企業体の構成員は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。ただし、当該発注工事の他の共同企業体の構成員となることはできない。

- (1) 発注工事に対応する工種に係る建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の許可業種につき、許可を有しての営業年数が、5 年以上であること。
- (2) 発注工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか発注工事に対応する要件を別途定める場合には、当該要件を満たすこと。

(結成方法)

第 6 条 共同企業体の結成方法は、自主結成とする。

(出資比率の最小限度基準)

第 7 条 共同企業体の構成員の出資比率の最小限度基準は、技術者を適正に配置して共同施工を確保し得るよう、構成員数を勘案して次のとおり定めるものとする。

- (1) 2 者の場合 30パーセント以上
- (2) 3 者の場合 20パーセント以上

(代表構成員の要件)

第 8 条 共同企業体の代表構成員は、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 構成員の中で、より大きな施工能力を有する者（等級の異なる者による組合せにあつては、上

位等級の者) であること。

(2) 出資比率が構成員中最大であること。

(3) 代表構成員の要件を別途定める場合には、当該要件を満たすこと。

(存続期間)

第9条 共同企業体は、当該工事の完成後においても残務整理等に必要な期間として、請負契約の履行後3か月以上存続しなければならない。

(資格の公告)

第10条 共同企業体を契約の相手方としようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公告するものとする。

(1) 共同企業体による工事であること。

(2) 発注工事の工事名、工事箇所、工事概要及び工事完成期限

(3) 共同企業体建設工事入札参加資格審査申請書の受付期間及び受付場所

(4) 共同企業体の構成員の数、組合せ、要件及び出資比率並びに代表構成員の要件

(5) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

(資格審査の申請)

第11条 入札参加資格の審査を申請しようとする共同企業体は、指定された期日までに、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 共同企業体建設工事入札参加資格審査申請書(別記様式)

(2) 共同企業体協定書(参考様式)の写し

(3) 各構成員の経営事項審査結果通知書の写し

(4) 前3号に掲げるもののほか、入札参加資格の認定に必要な資料

(資格の確認)

第12条 共同企業体の入札参加資格の確認は、制限付き一般競争入札実施要領第11条に準じて行い、その結果は、入札参加資格確認通知書により通知するものとする。

2 入札参加資格が認められなかった者に対する理由の説明等については、制限付き一般競争入札実施要領第12条の規定を準用する。

(契約方式)

第13条 第10条の規定により公告を行った発注工事に係る契約の相手方の決定は、前条第1項の規定により入札参加資格の認定を受けた共同企業体を対象として、一般競争入札又は指名競争入札の方法により行うものとする。

(情報の提供)

第14条 市長は、共同企業体の自主結成に当たって必要と認める情報をできるだけ提供するものとする。ただし、法令等の規定により公表を禁止されている事項、企業秘密に属する事項その他公表することにより公務の遂行に支障を及ぼすおそれがあると認める事項については、この限りでない。

(準用)

第15条 第3条から第14条までの規定は、随意契約又は測量業務、土木関係の建設コンサルタント業務、建築関係の建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務等の業務委託について準用する。

(雑則)

第16条 この告示に定めるもののほか、共同企業体の取扱いについて必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。